



剰余金の使途の取扱いに関する覚書

公立大学法人秋田県立大学の剰余金の使途の取扱いについて、秋田県知事 佐竹 敬久 と 公立大学法人秋田県立大学理事長 小間 篤 とは、教育基本法第7条第2項に示す大学の自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、次のとおり覚書を交換した。

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人法第40条第3項の規定による目的積立金は、地方独立行政法人の経営上のインセンティブを働かせる趣旨から、地方独立行政法人の自主的判断により、中期計画に定める使途に充てるものとされている。

しかしながら、公立大学法人秋田県立大学（以下「法人」という。）の次期中期計画（以下「中期計画」という。）においては、「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費」に充てるとすることとしているものの、具体的にどういう経費に剰余金を充てることができるのか、明らかとはいえない。

このため、剰余金を充てることができる経費を明らかにすること等により、法人の経営全般について説明責任を果たしていく。

(中期計画に定める剰余金の使途の取扱い)

第2条 中期計画に定める「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費」については、それぞれ次のとおりとする。

1 教育研究の質の向上に要する経費

(1) 臨時的に実施される国際的なシンポジウムの開催や年度を超える特別な教育研究プロジェクトの実施等の教育研究の質の向上に係る事業で、運営費交付金で措置されていないものの実施に要する経費

(2) 教育研究機能の整備等の教育研究の質の向上に係る事業で、県から政策的に財政支援を受けるものについて、県の支援額の縮減に充てる経費

2 組織運営の改善に要する経費

(1) 翌年度以降における財政の健全な運営に資するために積み立てる経費
(2) 災害の応急対策その他特別の事案に対応するための経費

3 施設設備の改善に要する経費

(1) 公立大学法人運営費交付金の算定ルール（以下「算定ルール」という。）において法人が実施することとされている設備・機器の更新及び建物の修繕に要する経費

(2) 中期計画に定める施設設備等の整備その他算定ルールにおいて法人が県の補助金によって実施することとされている事業で、緊急の必要性が生じたものの実施に要する経費

(使途計画の取扱い)

第3条 法人は、6月末の決算確定時に、目的積立金の使途計画を策定し、県に提出するものとする。

県は、提出を受けた使途計画について、議会の意見を踏まえて法人と内容を協議し、法人は、適切に対応するものとする。

(適用時期)

第4条 中期計画の初年度である平成24年度決算から適用するものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 / 日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

佐竹 敬久

秋田市下新城中野字街道端西241番438号

公立大学法人秋田県立大学

理事長

小間 寛